

耐震相談員が訪問します

訪問期間：2019年7月～8月（桜台1丁目及び2丁目）（訪問中です）

8月～9月（桜台3丁目）（これから訪問いたします）

9月～10月（桜台4丁目）（これから訪問いたします）

対象町会：有秋地区 桜台自治会

対象住宅：昭和56年5月頃までに建築された木造住宅

※訪問時にご不在の場合は、資料を投函させていただきます。

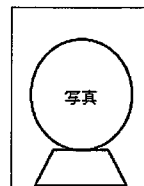
※1丁目及び2丁目にお住いの方で、もう一度説明を聞かれない方は、問い合わせ先の建築指導課まで、ご連絡ください。

耐震相談員は認定証を携帯しています！

市では、耐震相談員^{注1}が、市内の耐震改修促進強化地区^{注2}を町会毎に戸別訪問をしています。

戸別訪問では、耐震化の必要性や市の補助制度をご説明し、大地震に備え耐震改修の実施をご検討いただくものです。

市原市木造住宅耐震診断事業実施要領に係る
市原市耐震診断相談員認定証



登録番号 H00-市相-000
氏名 〇〇〇〇
住所 市原市〇〇-〇〇
資格番号 〇-〇〇〇〇〇〇

上記の者は、市原市が認定した耐震相談員であることを証明する。

市原市長 〇〇〇〇 印

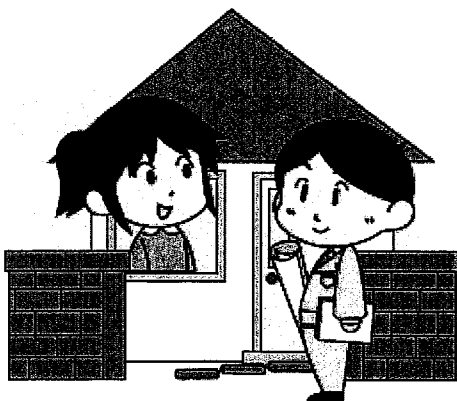
注1：耐震相談員とは、市が認定した者で、耐震に関する知識を有する建築士です。

注2：耐震改修促進強化地区とは、人口密集地区や住宅の経年度合が高い地区等で、震災被害の拡大や消防救済活動に支障をきたす恐れのある地区として、市長が定めたもの。

※ご注意ください!!※

市の事業を装い、耐震診断や改修工事の営業を行う業者にご注意ください。

耐震相談員は、営業行為を行いません。



■問合せ先■

市原市役所 建築指導課 耐震化推進係
Tel:0436(23)9091 / Fax:0436(21)1478